

*平成9年1月11日の第5回総会において準会員制度の導入が決議され、
下記の会則となりました。

SPring-8利用者懇談会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、SPring-8利用者懇談会(英語名 SPring-8 Users Society)と称する。
- 第2条 本会は、大型放射光施設 SPring-8における会員の研究活動の進展のために、SPring-8施設の建設への協力ならびに利用の円滑化と会員相互の交流の促進とを図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、その目的を達成するために以下の活動を行う。
1. SPring-8のビームライン建設への協力
 2. SPring-8利用計画の検討
 3. SPring-8の利用に関する会員相互の情報交換や要望のとりまとめなど、利用の円滑化に関する事項
 4. 各種学術的会合の開催
 5. その他、本会の目的達成に必要と認められた事項
- 第4条 この会則の実行に必要な細則は、運営委員会において決められ、総会におい報告される。

第2章 会員

- 第5条 会員は正会員および準会員から成る。
- 第6条 会員は、SPring-8建設に協力したりその利用に関心をもつ研究者・技術者などで、本会に申し出、運営委員会においてその入会が適当と認められた者とする。
- 第7条 正会員は細則に定める会費を納める。準会員は会費を必要としない。
- 第8条 正会員は SPring-8利用者懇談会の広報誌などの配布を受け、また本会の活動に参加することができる。
- 第9条 準会員は海外在住者を主な対象とし、SPring-8の利用に関する情報を得る便宜を与えられるが、本会の選挙権および被選挙権を有しない。
- 第10条 会員は会に届け出て退会することができる。

第3章 会長、運営委員、幹事および顧問

- 第11条 本会に会長を置く。会長は運営委員会において運営委員の中から互選される。
- 第12条 本会に細則に定める数の運営委員を置く。運営委員は細則にしたがって正会員により正会員の中から選出される。
- 第13条 本会に数名の幹事を置く。幹事は会長によって指名され、運営委員会によって承認される。
- 第14条 本会に顧問を置く。顧問は運営委員会の承認の下に会長が依頼する。
- 第15条 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会、運営委員会を招集する。
- 第16条 幹事は、庶務、会計、行事、編集、利用その他の会務を担当し、運営委員会の決定に基づいて業務を行う。また運営委員会に出席し、活動状況を報告する。
- 第17条 本会に、細則に基づき、各種実行委員会を設けることができる。
- 第18条 顧問は会の運営方針等について会長に意見を述べることができる。
- 第19条 会長、運営委員および幹事の任期は2年とする。

第4章 総会、運営委員会および実行委員会

- 第20条 総会は原則として年1回開催され、本会運営の基本方針の決定を行う。総会の議長は互選とする。
- 第21条 総会の議題は会長が提出する。
- 第22条 運営委員会は会長の招集により随時開かれ、総会の決定した基本方針に基づき、会の運営方針を決定し、その実行を会長および幹事に委嘱する。
- 第23条 幹事は随時実行委員会を招集し、会務を実行する。

第5章 会計

- 第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 第25条 本会の収支決算は、運営委員会において承認され、総会において公表されねばならない。

第6章 事務局

- 第26条 本会の事務を処理するために、事務局を財団法人高輝度光科学研究センター内に置く。事務局の組織、運営などは運営委員会の議を経て会長が定める。

第7章 会則の変更

- 第27条 会則の変更は、運営委員会の議を経て総会における議決によって行う。
- 付 則 この会則は平成5年4月1日より施行する。
- 付 則 この会則は平成9年1月12日より施行する。

SPring-8利用者懇談会細則

第1章 会員

- 第1条 本会に入会する際には、所定の用紙に記入し、事務局に提出する。
- 第2条 入会申し込み書は事務局に請求することにより入手できる。
- 第3条 会費は年額2,000円とする。

第2章 運営委員および運営委員会

- 第4条 運営委員の選出は次の方法による。
1. 運営委員は20名とし、その半数を毎年改選する。
 2. 会長の指名によって3名の委員から構成される選挙管理委員会を組織する。
 3. 正会員の中から3名以上の正会員によって推薦された者を次期運営委員候補者とする。
 4. 上記候補者について正会員による投票を行い、上位10名が次期運営委員に決定される。
- ただし、票数が同じ場合は運営委員会が決定する。

- 第 5 条 運営委員会には財団法人高輝度光科学研究センターおよび日本原子力研究所・理化学研究所大型放射光施設計画推進共同チームからのオブザーバーの出席を求めることができる。

第3章 学術的会合

- 第 6 条 SPring-8シンポジウムを開催する。SPring-8シンポジウムは研究成果の発表、建設・利用に関する議論とともに会員相互の交流の場とし、SPring-8における研究活動の発展と共同利用の円滑化のための各種の企画を実施する。
- 第 7 条 会員に新しい放射光技術や成果についての情報を伝達するために、講演会、講習会を適宜開催する。

第4章 幹事および実行委員会

- 第 8 条 本会に、その実行組織として行事委員会、編集委員会、利用専門委員会等の実行委員会を設けることができる。各委員会の委員長は幹事がその責に当たる。委員は各委員長がそれぞれ指名し、会長が任命する。
- 第 9 条 行事委員会は SPring-8シンポジウムなどの学術的会合の開催等に関わる事項を掌握する。
- 第 10 条 編集委員会は本会の広報誌のほか、SPring-8の利用と啓蒙に関する出版物を刊行する。
- 第 11 条 利用専門委員会は共同利用、将来計画に関する以下の活動を行う。
1. SPring-8利用に関する会員の意見、要望を取りまとめる。
 2. SPring-8利用に関して研究課題別にサブグループを組織する。
 3. SPring-8利用の円滑化のための対策を協議する。
 4. SPring-8の将来計画の促進を図る。

第5章 総会等

- 第 12 条 総会は正会員の1/20の参加を以て成立する。ただし、委任状を以て出席に変えることができる。総会の議長は、議事に先立ち、正会員の互選により決める。総会の議事は、出席正会員の過半数で決め、可否同数の時は議長が決める。
- 第 13 条 各幹事は活動状況について総会で報告し、会員との意見交換を行う。
- 第 14 条 運営委員会は運営委員の1/2の出席を以て成立する。運営委員会の議長は運営委員の互選により決める。運営委員会の議事は、出席者の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。

第6章 その他

- 第 15 条 細則は運営委員会によって制定され総会において報告される。